

地方独立行政法人東京都立病院機構法人職員給与規程

制定 令和4年7月1日付 R04 病総総人第6号

改正 令和4年9月30日付 R04 病総総人第706号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人東京都立病院機構法人職員就業規則（以下「就業規則」という。）第67条に規定する法人職員の給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で使用する用語の意義は、就業規則で使用する用語の例による。

(給与の種類)

第3条 法人職員の給与は、給料月額、手当及び賞与とする。

2 業務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。

3 給料月額は、就業規則第5章の規定により定められる正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、次項に掲げる手当を除いたものとする。

4 第1項の手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、職務手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、緊急時呼出待機手当、人材確保手当、資格手当、看護職員処遇改善手当、調整額及び調整手当とする。

(重複給与支給の禁止)

第4条 法人職員が法人において他の職に併せて任命されたときは、これに重複して給与を支給することはできない。

(給与期間)

第5条 給与期間は、月の初日から末日までとする。

(給料月額の支給)

第6条 新たに法人職員となった者に対しては、その日から給料月額を支給し、昇給、降給等により給料月額に異動を生じた者に対しては、その日から新たに定められた給料月額を支給する。ただし、離職した法人職員が即日他の職務に任命されたときは、その日の翌日から給料月額を支給する。

2 法人職員が退職（死亡によるものを除く。）をしたときは、その日まで給料月額を支給する。

3 法人職員が死亡したときは、その月まで給料月額を支給する。ただし、まだその月の給料月額が支給されていない場合において、その者の在職期間中の行為が、就業規則第78条の規定による解雇に相当し、その月まで給料月額を支給することが、法人に対する信頼を確保し、給与に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずることが明らかであると

認めるときは、前項の規定を準用することができる。

- 4 前3項の規定により給料月額を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料月額は、その給与期間の現日数から就業規則第5章の規定により定められた週休日（以下「週休日」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

（給与の支給）

- 第7条 給料月額の支給日は、毎月15日とし、給与期間の給料月額的全額を支給する。ただし、15日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。以下この条において同じ。）に当たるときは、15日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日（その日が二あるときは、15日より前の日）を支給日とする。
- 2 扶養手当、住居手当、職務手当、人材確保手当、看護職員処遇改善手当、調整額及び調整手当は、給料月額を支給方法に準じて支給する。ただし、給料月額を支給日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 3 特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、緊急時呼出待機手当及び資格手当は、一の給与期間に係るものを次の給与期間の給料月額を支給日に支給する。
- 4 賞与の支給日は、6月30日及び12月10日とする。ただし、これらの支給日が日曜日に当たる場合はその前々日を、土曜日に当たる場合はその前日を支給日とする。
- 5 前4項の規定にかかわらず、理事長は、非常災害、給与事務のふくそうその他の理由により、当該各項の支給日に支給することができないと認めた場合においては、別に支給日を定めることができる。
- 6 給与は、その全額を通貨で直接法人職員に支払う。この場合において、法令で定められたもの及び労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。
- 7 前項前段の規定にかかわらず、法人職員から申出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができる。
- 8 法人職員が、法人職員又はその収入によつて生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるため、第1項及び第5項に規定する支給日前に給料月額の非常時払を請求したときは、前条第4項に規定する日割計算の方法により、その請求の日までの給料月額を第1項及び第5項の規定にかかわらず、請求のあつた日以降速やかに支給する。
- 9 法人職員が、前項に規定する非常の場合の費用に充てるため、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当の非常時払を請求したときは、第3項の規定にかかわらず、その請求日までのものを請求があつた日以降速やかに支給する。

（勤務1時間当たりの給与額）

- 第8条 勤務1時間当たりの給与額は、給料月額及び次の各号に定める手当の月額それぞれに12を乗じて得た額を、理事長が別に定める年間の勤務時間でそれぞれ除して得た額とする。

- 一 職務手当
- 二 人材確保手当
- 三 資格手当
- 四 看護職員処遇改善手当
- 五 調整額
- 六 調整手当
- 七 特殊勤務手当（理事長が別に定めるものに限る。）

（端数の取扱い）

第9条 第6条第4項に規定する日割計算その他により給与の額に1円未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前条の規定による勤務1時間当たりの給与額、第32条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額、第33条の規定により勤務1時間につき支給する休日給の額及び第34条の規定により勤務1時間につき支給する夜勤手当の額を算定する場合において、1円未満の端数の生ずるときは、その端数が50銭以上のときは1円とし、50銭未満のときは切り捨てる。

3 一の給与期間の第32条に規定する超過勤務手当、第33条に規定する休日給及び第34条に規定する夜勤手当の支給の基礎となるそれぞれの勤務時間数の合計（それぞれの手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異なる部分ごとに各別に計算するものとする。）に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

4 一の給与期間の欠勤の時間数、就業規則第41条に規定する育児時間の時間数及び同規則第43条に規定する介護時間の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

第2章 給料表及び年俸制

（給料表、適用範囲及び職務の級）

第10条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 医師給料表（別表第1）
 - 二 コメディカル給料表（別表第1）
 - 三 看護給料表（別表第1）
 - 四 福祉・事務系給料表（別表第1）
- 2 前項各号の給料表の適用範囲は、次の表の左欄に掲げる給料表の種類に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。

給料表の種類	適用範囲
医師給料表	医師、歯科医師（次条に規定する年俸制を適用する者を除く）
コメディカル給料表	臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、心理職、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、医学物理士、歯科衛生士、子ども療養支援専門員、

	バイオインフォマティクス、造血細胞移植コーディネーター
看護給料表	保健師、助産師、看護師、准看護師
福祉・事務系給料表	事務、技術、福祉職、保育士、調理師、技能

3 法人職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級（以下「職務の級」という。）に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別に定める。

（年俸制）

第 11 条 前条の規定にかかわらず、法人職員うち、地方独立行政法人東京都立病院機構組織規程（以下「組織規程」という。）第 21 条第 1 項に規定する院長、同規程第 22 条第 1 項に規定する副院長及び同規程第 35 条第 1 項に規定する所長の職にあるものは年俸制とする。

2 前項に規定する法人職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを別表第 2 に定める職務の級（以下「年俸制法人職員の職務の級」という。）に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別に定める。

3 年俸額は、年俸制法人職員の職務の級ごとに別表第 2 に規定する範囲内で、7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの 1 年間を単位として年額で決定する。

4 年俸の支給は、前項の規定により決定した額を 12 で除した額を第 7 条第 1 項に定める給料月額を支給日に支給する。

5 前 4 項に規定するもののほか、年俸制に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（初任給）

第 12 条 法人職員の初任給については、別に定める。

（昇格）

第 13 条 法人職員の昇格については、別に定める。

（降格）

第 14 条 法人職員の降格については、別に定める。

（昇給）

第 15 条 法人職員の昇給については、別に定める。

（短時間勤務法人職員等の給料月額）

第 16 条 就業規則第 39 条の規定により短時間勤務をする法人職員（以下「短時間勤務法人職員」という。）、同規則第 40 条の規定による育児短時間勤務を行う法人職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）及び同規則第 42 条の規定による介護短時間勤務を行う法人職員（以下「介護短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第 10 条及び第 12 条から前条までの規定による給料月額に、就業規則第 5 章第 7 節の規定により定められたその者の勤務時間を 38 時間 45 分で除

して得た数を乗じて得た額とする。

第3章 手当

第1節 扶養手当

(扶養手当)

第17条 扶養手当は、扶養親族のある法人職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその法人職員の扶養を受けているものをいう。

一 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

四 満60歳以上の父母及び祖父母

五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

六 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額を合計して得た額とする。

一 扶養親族たる配偶者、父母等（前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる者をいう。

以下同じ。）6,000円（職務の級が4級であるもの（以下この条及び第20条において「4級法人職員」という。）の扶養親族たる配偶者、父母等 3,000円）

二 扶養親族たる子（前項第2号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。） 9,000円

4 扶養親族たる子で満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「特定期間にある子」という。）がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、4,000円に当該特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(届出)

第18条 新たに法人職員となった者に扶養親族がある場合又は法人職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その法人職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合

(認定)

第19条 理事長は、前条の規定による届出を受けた場合、当該届出に係る扶養親族が第17条第2項に規定する要件を具備しているかどうかを確認し認定するものとする。

2 前項の場合において、理事長は、次に掲げる者を第17条第2項に規定する扶養親族として認定することができない。

一 扶養手当又はこれに相当する給与を他の者が受ける原因となっている者

二 その者の勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額が年額130万円以上である

者

三 重度心身障害の場合は、前2号によるほか、終身労務に服することができない程度でない者

- 3 法人職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その法人職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。
- 4 理事長は、前3項の規定により扶養親族の認定を行うときその他必要と認めるときは、届出の事実に係る証明書等の提出を求めることができる。

(支給の始期及び終期)

第20条 扶養手当の支給は、新たに法人職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が法人職員となった日、扶養親族がない法人職員に第18条第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている法人職員が離職し、または死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、または死亡した日、扶養手当を受けている法人職員の扶養親族で同条の規定による届出に係るもののすべてについて同条第2号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。
 - 一 扶養手当を受けている法人職員に更に第18条第1号に掲げる事実が生じた場合
 - 二 扶養手当を受けている法人職員の扶養親族で第18条第1号の規定による届出に係るものの一部について同条第2号に掲げる事実が生じた場合
 - 三 扶養親族たる配偶者、父母等で第18条第1号の規定による届出に係るものがある4級法人職員が4級法人職員以外のものとなった場合
 - 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第18条第1号の規定による届出に係るものがある4級法人職員以外のものが4級法人職員となった場合
 - 五 扶養親族たる子で第18条第1号の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合
- 3 第1項ただし書の規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- 4 前3項に規定するもののほか、扶養手当の支給の始期及び終期に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第2節 住居手当

(住居手当)

第 21 条 住居手当は、世帯主（これに準ずる者を含む。以下同じ。）である法人職員（職員住宅等に居住する法人職員を除く。）のうち、満 34 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者で、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃（使用料を含む。）を支払っているものに支給する。

2 住居手当の月額は、15,000 円とする。

3 前 2 項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

（届出）

第 22 条 前条の規定により住居手当の支給を受けようとする法人職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、速やかに理事長に届け出なければならない。住居手当を受けている法人職員について、前条第 1 項の法人職員たる要件にかかる事実に変動があった場合についても、同様とする。

（確認及び決定）

第 23 条 理事長は、法人職員から前条の規定による届出があったときは、その事実を確認し、その者が当該要件を具備すると認めるときは、その者に住居手当を支給しなければならない。

（支給の始期及び終期）

第 24 条 第 20 条の規定は、住居手当の支給の始期及び終期について準用する。

（適正支給の確認）

第 25 条 理事長は、住居手当の支給を受けている法人職員が第 21 条に規定する要件を現に具備しているかどうかを随時確認するため、必要な書類等の提出を求めることができる。

第 3 節 通勤手当

（通勤手当）

第 26 条 通勤手当は、次に掲げる法人職員に支給する。

一 通勤（法人職員が勤務のため、その者の住居と事業場との間を往復することをいう。）のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする法人職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難であると理事長が別に定める法人職員以外の法人職員であって交通機関等を利用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下この条において同じ。）が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる法人職員を除く。）

二 通勤のため、自転車、自動車その他の交通の用具で次に掲げるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする法人職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると理事長が別に定める法人職員以外の法人職員であって自転車等を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる法人職員を除く。）

イ 自動車又は原動機付自転車その他の原動機付の交通用具

ロ 自転車（原動機付のものを除く。）

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする法人職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると理事長が別に定める法人職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当は、月の初日からその月以後の月の末日までの1か月を単位として4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日までの、それぞれ6か月の期間（以下「支給対象期間」という。）につき、理事長が定める日に支給する。

3 前項の規定にかかわらず、在勤する事業場の移転が予定されている等あらかじめ同項の支給対象期間内における通勤経路等の変更が確実であると判断できる場合には、理事長は、当該法人職員につき、通勤経路等の変更の時期を考慮して、月の初日からその月以後の月の末日までの1か月を単位とした期間を、支給対象期間として別に定めることができる。

4 通勤手当の額は、次の各号に掲げる法人職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第1項第1号に掲げる法人職員 理事長が定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給対象期間につき第1項各号に掲げる法人職員としての要件を満たすものとして手当が支給される月数（以下「支給月数」という。）で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に支給月数を乗じて得た額

二 第1項第2号に掲げる法人職員 次の表に掲げる法人職員の区分及び自動車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に定める額（短時間勤務法人職員、育児短時間勤務職員及び介護短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して理事長が定める法人職員にあつては、その額から、その額に理事長が定める割合を乗じて得た額を減じた額）に支給月数を乗じて得た額

自転車等の片道の使用距離の区分	職員の区分	
	1 2以外の法人職員	2 身体に障害を有する法人職員で理事長が定めるところにより通勤が困難であると認められるもの
5キロメートル未満	2,600円	4,500円
5キロメートル以上10キロメートル未満	3,000円	6,200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	5,000円	9,600円
15キロメートル以上20キロメートル未満	7,000円	13,000円
20キロメートル以上25キロメートル未満	9,000円	16,400円
25キロメートル以上30キロメートル未満	11,000円	19,800円

30 キロメートル以上 35 キロメートル未満	11,000 円	23,200 円
35 キロメートル以上 40 キロメートル未満	13,000 円	26,600 円
40 キロメートル以上 45 キロメートル未満	13,000 円	30,000 円
45 キロメートル以上 50 キロメートル未満	14,000 円	31,800 円
50 キロメートル以上 55 キロメートル未満	14,000 円	33,600 円
55 キロメートル以上 60 キロメートル未満	15,000 円	35,400 円
60 キロメートル以上	15,000 円	37,200 円

三 第1項第3号に掲げる法人職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長の定める区分に応じ、前2号に定める額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が 55,000 円を超えるときは、55,000 円に支給月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

- 5 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなった法人職員で理事長が定めるもののうち、当該異動又は事業場の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関等でその利用が理事長の定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じて得た額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、支給対象期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（その額を支給月数で除して得た額が 20,000 円を超えるときは、20,000 円に支給月数を乗じて得た額）及び同項の規定による額の合計額とする。
- 6 前項の規定は、同項の規定による通勤手当を支給される法人職員との均衡上必要があると認められるものとして理事長が定める法人職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 7 前各項の規定に基づき通勤手当を支給される法人職員につき、支給対象期間中に所在地を異にする事業場への異動その他の理事長が定める事由が生じた場合には、支給対象期間のうちこれらの事由が生じた後の期間、通勤の実情の変更等を考慮して理事長が定めるところにより算出した額を支給し、又は返納させるものとする。この場合において、当該法人職員の当該支給対象期間の通勤手当の額は、従前の手当額にこの項の規定により支給した額を加え、返納させた額を減じた額とする。
- 8 月の途中で採用並びに退職し又は解雇された法人職員の当該月の通勤手当は、当該月の暦日数から週休日を減じた日数を基準として、採用後又は退職等前の暦日数から週休日を減じた日数に応じて、日割りにより計算し、支給する。
- 9 法人職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤をしないこととなるときは、その月の通勤手当は支給しない。
- 10 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給、返納等に関し必要な事項は、理事長が定める。

(届出)

第 27 条 新たに法人職員となった者は、その通勤の実情を、速やかに理事長に届け出なければならない。法人職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。

- 一 事業場を異にして異動した場合
- 二 法人職員が新たに支給要件を具備するに至った場合
- 三 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合
- 四 前 3 号に掲げる変更により、支給要件を欠くに至った場合

(確認及び決定)

第 28 条 理事長は、法人職員から前条の規定による届出があったとき又は所属長を異にして異動した職員があったときは、その者が第 26 条第 1 項の法人職員たる要件を具備することを確認したのち、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

(支給の始期及び終期)

第 29 条 第 20 条の規定は、通勤手当の支給の始期及び終期について準用する。

(適正支給の確認)

第 30 条 理事長は、通勤手当の支給を受けている法人職員の通勤手当の額が適正であるかどうかを随時確認するため、当該法人職員に通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査することができる。

第 4 節 特殊勤務手当

(特殊勤務手当)

第 31 条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料月額で考慮することが適当でないと認められるものに従事する法人職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び手当の額は、理事長が別に定める。

第 5 節 超過勤務手当等

(超過勤務手当)

第 32 条 超過勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた法人職員に対し、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

- 2 超過勤務手当の額は、勤務 1 時間につき、第 8 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ定める割合を乗じて得た額の合計額とする。
 - 一 週休日及び就業規則第 23 条第 2 項に規定する休日（同規則第 33 条の規定により振り替えたことにより休日となった日及び同規則第 34 条の規定により指定された代休日を含む。以下「休日等」という。）（次条ただし書の規定により休日給を支給しないとされる日を除く。）に

における勤務 100 分の 135

二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100 分の 125

三 前 2 号の勤務が深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。）である場合の勤務
前 2 号で定める割合に 100 分の 25 を加算した割合

3 短時間勤務法人職員、育児短時間勤務職員及び介護短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項第 1 号中「100 分の 135」及び同項第 2 号中「100 分の 125」とあるのは、「100 分の 100」とする。

4 前 2 項の規定に定めるもののほか、あらかじめ定められた 1 週間の正規の勤務時間（以下「変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて就業規則第 23 条第 1 項の規定により週休日とされた日に同規則第 24 条第 1 項の規定により正規の勤務時間を割り振られた法人職員には、当該正規の勤務時間に相当する時間について、1 時間につき、第 8 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じて得た額の合計額を超過勤務手当として支給する。ただし、変更前の正規の勤務時間が 38 時間 45 分に満たない場合は、38 時間 45 分から当該変更前の正規の勤務時間を減じた額とする。

5 次の各号に規定する時間（就業規則第 23 条第 3 項に規定する法定休日においてした勤務の時間を除く。）の合計が 1 か月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第 2 項（第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 8 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、当該各号に規定する時間に応じ、当該各号に規定する割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）

二 前項に規定する当該正規の勤務時間に相当する時間 100 分の 50

6 就業規則第 36 条に規定する超勤代休時間を承認された場合において、当該超勤代休時間に法人職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の承認により代えられた超過勤務手当の支給に係る次の各号に規定する時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第 8 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、当該各号に規定する時間に応じ、当該各号に規定する割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

一 前項第 1 号に規定する時間 100 分の 150（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）から第 2 項に規定する割合（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を減じた割合

二 前項第 2 号に規定する時間 100 分の 50 から第 4 項に規定する割合を減じた割合

（休日給）

第 33 条 休日給は、休日等の勤務として正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた法人職員

には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給料等の額に100分の135の割合を乗じて得た額の合計額を支給する。ただし、法人就業規則第34条の規定により代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、休日給は支給しない。

(夜勤手当)

第34条 夜勤手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した法人職員に対して、当該勤務について支給する。

2 夜勤手当の額は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額の合計額とする。

第6節 宿日直手当

(宿日直手当)

第35条 宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた法人職員に対して、その勤務1回につき、次の各号に定める区分に応じて当該区分に定める額を支給する。

一 医師・歯科医師 勤務1回につき、30,000円、ただし勤務時間が5時間未満の場合は、15,000円

二 コメディカル 勤務1回につき、6,000円、ただし勤務時間が5時間未満の場合は、3,000円

2 前項に規定するもののほか、宿日直手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第7節 管理職員特別勤務手当

(管理職員特別勤務手当)

第36条 管理職員特別勤務手当は、職務の級が4級及び5級の法人職員並びに年俸制の適用を受ける法人職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給する。ただし、就業規則第34条の規定により、理事長が代休日を指定し、当該代休日に勤務しなかった場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。

2 前項に規定する場合のほか、法人職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日等以外の日の午後10時から翌日の午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該法人職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、2暦日にわたり勤務する場合において、その勤務の始期又は終期のいずれか一方が週休日又は休日等の場合は、第1項に規定する週休日又は休日等に勤務した場合とみなして管理職員特別勤務手当を支給する。

4 管理職員特別勤務手当の額は、勤務1回につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める支給額とする。

職務の級	支給額	
	第1項及び第3項に規定する場合	第2項に規定する場合

	勤務時間 6 時間以下	勤務時間 6 時間超	
7 級職、6 級職	18,000 円	27,000 円	9,000 円
5 級職	12,000 円	18,000 円	6,000 円
4 級職	10,000 円 (8,000 円)	15,000 円 (12,000 円)	5,000 円 (4,000 円)
その他理事長が別に定め るもの	5,000 円	7,500 円	2,500 円
	4,000 円	6,000 円	2,000 円

5 前項の表において、4 級職の括弧内に定める額は、4 級職の法人職員のうち、次条に定める職務手当の額が 82,000 円の者に適用する。

6 前 5 項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第 8 節 職務手当

(職務手当)

第 37 条 職務手当は、職務の級が 2 級から 5 級までにある法人職員について、職務の級及び給料表の種類ごとに理事長が別に定める基準に応じて次の表に定める額を支給する。

職務 の級	医師	コメディカル	看護	福祉・事務系
2 級	—	19,000 円又は 17,000 円	19,000 円又は 17,000 円	17,000 円又は 15,000 円
3 級	70,000 円	56,000 円又は 48,000 円	70,000 円、50,000 円、 60,000 円又は 43,000 円	35,000 円又は 30,000 円
4 級	100,000 円又は 140,000 円	96,000 円又は 82,000 円	96,000 円又は 82,000 円	96,000 円又は 82,000 円
5 級	150,000 円、 200,000 円又は 250,000 円	—	154,000 円、138,000 円 又は 122,000 円	154,000 円、 138,000 円又は 122,000 円

第 9 節 緊急時呼出待機手当

(緊急時呼出待機手当)

第 38 条 緊急時呼出待機手当は、緊急呼び出しに備えて自宅等で待機を行った法人職員に対して、その待機 1 回につき次の各号に定める区分に応じて当該区分に定める額を支給する。

一 第 10 条第 1 項第 1 号の給料表の適用を受ける法人職員 5,000 円

二 第 10 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の給料表の適用を受ける法人職員 2,000 円

2 前項に規定するもののほか、緊急時呼出待機手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第 10 節 人材確保手当

(人材確保手当)

第 39 条 人材確保手当は、医師又は歯科医師に対して、職務の級及び医歴に応じて月額で別表第 3 のとおり支給する。

2 前項に規定するもののほか、理事長が特に必要と認めた場合は、理事長が別に定める法人職員に対し理事長が別に定める金額を支給することができる。この場合における支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第 11 節 資格手当

(資格手当)

第 40 条 資格手当は、第 10 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに規定する給料表の適用を受ける法人職員のうち、専門資格を有する法人職員が次の各号に掲げる区分に該当する場合に、当該区分に定める額を支給する。

- 一 特に病院運営に資する資格業務に専任、専従で従事している場合 月額 50,000 円
- 二 職務上有用な資格を活用し業務に従事している場合 月額 5,000 円
- 三 その他職務上有用な資格を有する場合 月額 2,500 円

2 前項に規定するもののほか、資格手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第 11 節の 2 看護職員処遇改善手当

(看護職員処遇改善手当)

第 40 条の 2 看護職員処遇改善手当は、組織規程第 2 条の規定により設置する病院に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師に対して支給する。

2 看護職員処遇改善手当の月額は、11,300 円とする。ただし、短時間勤務法人職員、育児短時間勤務職員及び介護短時間勤務職員に対する看護職員処遇改善手当の額は、その勤務時間に応じて理事長が別に定める。

3 前 2 項に規定するもののほか、看護職員処遇改善手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第 12 節 調整額等

(調整額)

第 41 条 調整額は、地方独立行政法人東京都立病院機構東京都職員引継規程及び地方独立行政法人東京都立病院機構東京都保健医療公社職員引継規程の定めるところによる。

(調整手当)

第 42 条 調整手当は、地方独立行政法人東京都立病院機構東京都職員引継規程及び地方独立行政法人東京都立病院機構東京都保健医療公社職員引継規程の定めるところによる。

第 4 章 賞与

(賞与)

第 43 条 賞与は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」

という。)にそれぞれ在職する法人職員(理事長が別に定める法人職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の第7条第4項に定める支給日(以下この条から第46条までの規定において「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に就業規則第76条の規定による退職(以下この条、第45条、及び、46条において「退職」という。)をした法人職員(理事長が別に定める法人職員を除く。)又は死亡した法人職員についても、同様とする。

- 2 賞与の額は、賞与算定基礎額に職務段階別加算額及び管理職加算額を加算し、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 前項の賞与算定基礎額は、それぞれの基準日(退職をした法人職員にあつては、当該退職をした日)現在において法人職員が受けるべき給料月額及び職務手当(職務の級が2級及び3級の法人職員に限る。)の月額並びに調整額の月額の合計額とする。
- 4 第2項の職務段階別加算額は、それぞれの基準日(退職をした法人職員にあつては、当該退職をした日)現在において法人職員が受けるべき給料月額及び職務手当(職務の級が2級及び3級の法人職員に限る。)の月額並びに調整額の月額の合計額に理事長が別に定める加算割合を乗じて得た額とする。
- 5 第2項の管理職加算額は、それぞれの基準日(退職をした法人職員にあつては、当該退職をした日)現在において法人職員が受けるべき給料月額及び調整額の月額の合計額を1.2で除し、理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。
- 6 前各項に規定するもののほか、賞与の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(賞与の不支給)

第44条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る賞与(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた賞与)は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第86条の規定又は同規則第87条第2項の規定により懲戒解雇の処分を受けた法人職員
- 二 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した法人職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- 三 次条第1項の規定により賞与の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(不支給特例)

第45条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第43条第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る賞与を支給しないこと(以下「不支給特例処分」という。)ができる。

- 一 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前条及び次号に掲げる者を除く。)に対し、まだ当該基準日に係る賞与が支給されていない場合において、その者が在職期間中に就業規則第86条の規定又は同規則第87条第2

項に規定する懲戒解雇の処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

二 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に死亡による退職をした職員（退職後死亡した者を含む。）に対し、まだ当該基準日に係る賞与が支給されていない場合において、その者が在職期間中に懲戒解雇の処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 前項の規定により賞与を支給しない場合は、当該不支給特例処分を受けるべき者に対し、当該不支給特例処分の際、当該不支給特例処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

（賞与の支給一時差止め）

第46条 理事長は、支給日に賞与を支給することとされていた法人職員で当該支給日の前日までに退職又は死亡をしたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該賞与の支給を一時差し止めることができる。

一 退職をした日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項第3号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二 退職をした日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し賞与を支給することが、法人に対する信頼を確保し、賞与に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

三 離職又は死亡した日から当該支給日の前日までの間に、前条第1項の規定に該当する行為があると思料するに至ったとき。

2 前項の規定による賞与の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、当該一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

3 理事長は、前項の規定による通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、同項の規定による説明書を、事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるとき、又は第5号に該当する場合において、これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

- 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - 三 一時差止処分を受けた者が、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る賞与の基準日から起算して1年を経過した場合
 - 四 第1項第3号の規定により一時差止処分を受けた者について、前条第1項の規定に該当する行為があると認められないことが明らかになった場合
 - 五 第1項第3号の規定により一時差止処分を受けた者について、前条第1項の規定に該当する行為があると認められることなく当該一時差止処分に係る賞与の基準日から起算して1年を経過した場合
- 5 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、賞与の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第5章 給与の特例等

(特定職員についての適用除外)

- 第47条 年俸制の適用を受ける法人職員には、第3条第4項に規定する手当（通勤手当、管理職員特別勤務手当及び調整額を除く）、給料月額及び賞与は支給しない。
- 2 職務の級が5級の法人職員には、扶養手当、住居手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当は支給しない。
 - 3 職務の級が4級の法人職員には、住居手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当は支給しない。

(給与の減額等)

- 第48条 法人職員が勤務しないときは、次の各号に掲げる場合を除くほか、その勤務しない時間1時間について、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 一 就業規則第36条第1項に規定する超勤代休時間を承認された場合
 - 二 休日等
 - 三 就業規則第51条に規定する年次有給休暇を取得した場合
 - 四 就業規則第52条に規定する特別休暇（理事長が別に定めるものを除く。）を承認された場合
 - 五 その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合
- 2 前項の規定により減額すべき給与額は、減額すべき事実のあった日の属する給与期間のものを、その給与期間又は次の給与期間の給与支給の際、行うものとする。
- 3 やむを得ない理由により、前項に規定する時期において給与の減額をすることができない場合には、その後の給与期間における給与支給の際、行うことができるものとする。
- 4 前2項の場合において、一の給与期間における減額の基礎となる時間の合計に1時間未満の端数があるときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。
- 5 給与期間において勤務すべき全期間が欠勤であったとき、又は減額すべき給料月額等の額が

減額すべき事実のあった日の属する給与期間において支給されるべき給料月額等の額を超えるときは、当該給与期間において支給されるべき当該給料月額等の額を減額するものとする。

- 6 前項の規定にかかわらず、第8条各号に規定する手当のうち、手当の額が月額以外で定められている手当については、減額すべき事実のあった日において減額すべき手当の額がその日において支給されるべき当該手当の額を超えるときは、その日において支給されるべき当該手当の額を減額するものとする。この場合において、減額の基礎となる時間に1時間未満の端数があるときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(休業者等の給与)

第49条 就業規則第54条の規定により配偶者同行休業をする法人職員の給与については、その休業期間中、いかなる給与も支給しない。

- 2 法人職員が就業規則第55条に定める理由に該当して休業するときは、その休職の期間中、給料月額、扶養手当、職務手当、住居手当、調整額及び調整手当について、次の各号に掲げる当該休業に係る事由の内容に応じて当該各号に定める割合で支給することができる。

- 一 病院の経営に特に資するもの 100分の70
- 二 職務と深く関連があるもの 100分の50
- 三 前2号に掲げるもの以外のもの 100分の0

- 3 就業規則第56条の規定により育児休業をする法人職員及び同規則第57条の規定により介護休業をする法人職員の給与については、理事長が別に定める。

(休職者の給与)

第50条 法人職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、就業規則第58条第1項に定める理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。ただし、地方公務員災害補償法又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けて、療養のため勤務しない期間については、いかなる給与（賞与を除く。）も支給しない。

- 2 法人職員が前項以外の心身の故障により就業規則第58条第1項に定める理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が1年に達するまでは、給料月額、扶養手当、職務手当、住居手当、調整額及び調整手当のそれぞれ100分の80を支給する。

- 3 法人職員が就業規則第59条に定める理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が3年に達するまでは、給料月額、扶養手当、職務手当、住居手当、調整額及び調整手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

- 4 第2項の規定にかかわらず、法人職員が就業規則第60条に定める理由に該当して休職にされた場合で、その原因である災害が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、給料月額、扶養手当、職務手当、住居手当、調整額及び調整手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。ただし、原因である災害が業務外の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、給料月額、扶養手当、職務手当、住居手当、調整額及び調整手当のそれぞれ100分の70以内を支給することとする。

- 5 法人職員が就業規則第 61 条に定める理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給料月額、扶養手当、職務手当、住居手当、調整額及び調整手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。
- 6 法人職員が就業規則第 62 条に定める理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給料月額、扶養手当、職務手当、住居手当調整額及び調整手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。
- 7 就業規則第 63 条に定める理由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、いかなる給与も支給しない。
- 8 前各項に規定するもののほか、休職にされた法人職員の給与の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(休暇取得者、休業者及び休職者の賞与)

第 51 条 法人職員が前 2 条に規定する休業及び休職をするときの当該期間中における賞与の除算については、別に定める。

第 6 章 補則

(補則)

第 52 条 この規程に定めのない事項については、理事長が別に定める。

附 則 (令和 4 年 7 月 1 日付 R04 病総総人第 6 号)

(施行期日)

1 この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 法人の設立の日に、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 59 条第 2 項の規定により東京都職員から法人職員となった者及び東京都の会計年度任用職員又は公益財団法人東京都保健医療公社の職員から引き続いて法人職員に採用された者について、この規則の施行に伴い必要な経過措置は、地方独立行政法人東京都立病院機構東京都職員引継規程又は地方独立行政法人東京都立病院機構東京都保健医療公社職員引継規程の定めるところによる。

附 則 (令和 4 年 9 月 30 日付 R04 病総総人第 706 号)

(施行期日)

1 この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

(検討)

2 理事長は、今後の診療報酬改定の動向等を踏まえ、第 40 条の 2 に規定する看護職員処遇改善手当の取扱いについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表第 1 (第 10 条関係)

給料表

イ 医師給料表

職務の級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	246,000	560,000	660,000
2	251,000		
3	256,000		
4	260,900		
5	265,800		
6	270,600		
7	275,300		
8	280,000		
9	284,600		
10	289,300		
11	293,600		
12	298,100		
13	302,400		
14	306,700		
15	310,900		
16	315,200		
17	319,600		
18	323,900		
19	328,100		
20	332,300		
21	336,600		
22	340,800		
23	344,500		
24	348,400		
25	352,200		
26	355,900		
27	359,600		
28	363,200		
29	367,000		
30	370,700		
31	374,300		
32	377,900		
33	381,600		

34	385,200		
35	387,500		
36	389,900		
37	392,200		
38	394,400		
39	396,700		
40	398,900		
41	401,000		
42	403,200		
43	405,000		
44	406,800		
45	408,600		
46	410,500		
47	411,700		
48	413,000		
49	414,200		
50	415,400		
51	416,500		
52	417,600		
53	418,700		
54	419,600		
55	420,500		
56	421,300		
57	422,200		
58	423,000		
59	423,800		
60	424,700		
61	425,500		
62	426,400		
63	427,200		
64	428,000		
65	428,900		
66	429,700		
67	430,400		
68	431,300		
69	432,100		
70	433,000		

71	433,700		
72	434,500		
73	435,400		
74	436,100		
75	436,800		
76	437,400		
77	438,000		
78	438,600		
79	439,200		
80	439,800		
81	440,400		
82	441,000		
83	441,600		
84	442,200		
85	442,800		
86	443,400		
87	444,000		
88	444,500		
89	445,100		
90	445,700		
91	446,300		
92	446,900		
93	447,500		
94	448,000		

ロ コメディカル給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	187,300	274,000	325,000	399,700
2	188,900	275,800	326,800	403,000
3	190,500	277,500	328,600	406,200
4	192,200	279,300	330,400	409,400
5	193,800	281,000	332,200	412,700
6	195,400	282,800	334,000	415,900
7	197,000	284,500	335,800	419,200
8	199,300	286,300	337,600	422,500

9	200,300	288,000	339,400	425,900
10	201,900	289,800	341,200	429,500
11	203,500	291,600	343,000	433,000
12	205,100	293,300	344,800	436,400
13	206,700	295,100	346,600	440,000
14	208,400	296,800	348,400	443,500
15	210,000	298,600	350,200	446,900
16	211,600	300,300	352,000	450,200
17	213,200	302,100	353,800	453,400
18	214,800	303,800	355,600	456,500
19	216,500	305,600	357,400	459,400
20	218,100	307,300	359,200	462,400
21	219,700	309,100	361,000	465,400
22	221,300	310,900	362,800	468,200
23	222,900	312,600	364,600	471,100
24	224,600	313,700	366,400	474,000
25	226,200	314,600	368,200	477,000
26	227,800	315,400	370,000	479,900
27	229,400	316,300	371,800	482,600
28	231,000	317,200	373,600	485,400
29	232,700	318,100	375,400	488,300
30	234,300	318,900	377,200	491,200
31	235,900	319,800	379,000	493,900
32	237,500	320,700	380,800	496,600
33	239,100	321,600	382,600	499,100
34	240,800	322,500	384,400	501,500
35	242,400	323,300	386,200	504,000
36	244,000	324,200	388,000	506,400
37	245,600	325,100	389,800	508,700
38	247,200	326,000	391,600	511,000
39	248,900	326,800	393,400	513,100
40	250,500	327,700	395,200	515,300
41	252,100	328,600	397,000	517,400
42	253,700	329,500	397,900	519,200
43	255,300	330,400	398,800	520,600
44	257,000	331,200	399,700	521,600
45	258,600	332,100	400,600	522,700

46	260, 200	332, 700	401, 500	523, 700
47	261, 800	333, 200	402, 400	524, 500
48	263, 200	333, 600	403, 300	525, 400
49	264, 000	334, 100	404, 200	526, 200
50	264, 800	334, 500	405, 100	527, 000
51	265, 700	334, 900	406, 000	527, 900
52	266, 500	335, 400	406, 900	528, 700
53	267, 300	335, 800	407, 800	529, 600
54	268, 100	336, 300	408, 700	530, 400
55	268, 900	336, 700	409, 600	531, 200
56	269, 700	337, 100	410, 500	532, 000
57	270, 500	337, 600	411, 400	532, 700
58	271, 300	338, 000	412, 300	533, 500
59	272, 100	338, 400	413, 200	534, 200
60	272, 900	338, 900	414, 100	535, 000
61	273, 800	339, 300	415, 000	535, 700
62	274, 600	339, 800	415, 900	536, 400
63	275, 400	340, 200	416, 800	537, 100
64	276, 200	340, 600	417, 700	537, 800
65	277, 000	341, 100	418, 600	538, 600
66	277, 800	341, 500	419, 500	539, 300
67	278, 600	342, 000	420, 400	540, 000
68	279, 400	342, 400	421, 300	540, 600
69	280, 200	342, 800	422, 200	541, 200
70	281, 000	343, 300	423, 100	541, 900
71	281, 900	343, 700	424, 000	542, 500
72	282, 700	344, 200	424, 900	543, 100
73	283, 500	344, 600	425, 800	543, 700
74	284, 300	345, 000	426, 700	
75	285, 100	345, 500	427, 600	
76	285, 900	345, 900	428, 500	
77	286, 700	346, 300	429, 400	
78	287, 500	346, 800	430, 300	
79	288, 300	347, 200	431, 200	
80	288, 700	347, 700	432, 100	
81	289, 100	348, 100	433, 000	
82	289, 500	348, 500	433, 500	

83	289,900	349,000	433,900	
84	290,300	349,400	434,400	
85	290,700	349,900	434,800	
86	291,100	350,300	435,300	
87	291,500	350,700	435,700	
88	291,900	351,200	436,200	
89	292,300	351,600	436,600	
90	292,700	352,000	437,100	
91	293,100	352,500	437,500	
92	293,500	352,900	438,000	
93	293,900	353,400	438,400	
94	294,300	353,800	438,900	
95	294,700	354,200	439,300	
96	295,200	354,400	439,800	
97	295,600		440,200	
98	296,000		440,700	
99	296,400		441,100	
100	296,800		441,600	
101	297,200		442,000	
102	297,600		442,500	
103	298,000		442,900	
104	298,400		443,400	
105	298,800		443,800	
106	299,200		444,300	
107	299,600		444,700	
108	300,000		445,200	
109	300,400		445,600	
110	300,800		446,100	
111	301,200		446,500	
112	301,600		447,000	
113	302,000		447,400	
114	302,400		447,900	
115	302,800		448,300	
116	303,300		448,800	
117	303,700		449,200	
118	304,100		449,700	
119	304,500		450,100	

120	304,900		450,600	
121	305,300		451,000	
122	305,700		451,500	
123	306,100		451,900	
124	306,500		452,400	
125	306,900		452,800	
126	307,300		453,300	
127	307,700		453,700	
128	308,100		454,200	
129	308,500		454,600	
130			455,100	
131			455,500	

ハ 看護給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	212,100	285,700	337,400	412,700	592,800
2	213,500	287,400	339,200	415,900	
3	215,000	289,000	340,900	419,200	
4	216,400	290,700	342,700	422,500	
5	217,900	292,400	344,400	425,900	
6	219,300	294,000	346,200	429,500	
7	220,700	295,700	347,900	433,000	
8	222,200	297,400	349,700	436,400	
9	224,100	299,000	351,400	440,000	
10	225,100	300,700	353,200	443,500	
11	226,500	302,400	355,000	446,900	
12	227,900	304,000	356,700	450,200	
13	229,400	305,700	358,500	453,400	
14	230,800	307,300	360,200	456,500	
15	232,300	309,000	362,000	459,400	
16	233,700	310,700	363,700	462,400	
17	235,100	312,300	365,500	465,400	
18	236,600	314,000	367,200	468,200	
19	238,000	315,700	369,000	471,100	
20	239,500	317,300	370,700	474,000	

21	240,900	319,000	372,500	477,000	
22	242,300	320,700	374,300	479,900	
23	243,800	322,300	376,000	482,600	
24	245,200	323,300	377,800	485,400	
25	246,700	324,200	379,500	488,300	
26	248,100	325,000	381,300	491,200	
27	249,500	325,800	383,000	493,900	
28	251,000	326,700	384,800	496,600	
29	252,400	327,500	386,500	499,100	
30	253,900	328,300	388,300	501,500	
31	255,300	329,200	390,100	504,000	
32	256,700	330,000	391,800	506,400	
33	258,200	330,800	393,600	508,700	
34	259,600	331,700	395,300	511,000	
35	261,100	332,500	397,100	513,100	
36	262,500	333,300	398,800	515,300	
37	263,900	334,200	400,600	517,400	
38	265,400	335,000	402,300	519,200	
39	266,800	335,800	404,100	520,600	
40	268,300	336,700	405,800	521,600	
41	269,700	337,500	407,600	522,700	
42	271,100	338,300	408,500	523,700	
43	272,600	339,200	409,400	524,500	
44	273,400	340,000	410,200	525,400	
45	274,100	340,800	411,100	526,200	
46	274,800	341,400	412,000	527,000	
47	275,500	341,800	412,900	527,900	
48	276,200	342,300	413,700	528,700	
49	277,000	342,700	414,600	529,600	
50	277,700	343,100	415,500	530,400	
51	278,400	343,500	416,400	531,200	
52	279,100	343,900	417,300	532,000	
53	279,800	344,300	418,100	532,700	
54	280,600	344,800	419,000	533,500	
55	281,300	345,200	419,900	534,200	
56	282,000	345,600	420,800	535,000	
57	282,700	346,000	421,600	535,700	

58	283,400	346,400	422,500	536,400	
59	284,200	346,800	423,400	537,100	
60	284,900	347,300	424,300	537,800	
61	285,600	347,700	425,200	538,600	
62	286,300	348,100	426,000	539,300	
63	287,000	348,500	426,900	540,000	
64	287,800	348,900	427,800	540,600	
65	288,500	349,300	428,700	541,200	
66	289,200	349,800	429,500		
67	289,900	350,200	430,400		
68	290,600	350,600	431,300		
69	291,400	351,000	432,200		
70	292,100	351,400	433,000		
71	292,800	351,800	433,900		
72	293,500	352,300	434,800		
73	294,200	352,700	435,700		
74	295,100	353,100	436,600		
75	295,400	353,500	437,400		
76	295,800	353,900	438,300		
77	296,100	354,300	439,200		
78	296,500	354,800	440,100		
79	296,800	355,200	440,900		
80	297,200	355,600	441,800		
81	297,600	356,000	442,700		
82	297,900	356,400	443,100		
83	298,300	356,800	443,600		
84	298,600	357,200	444,000		
85	299,000	357,700	444,500		
86	299,400	358,100	444,900		
87	299,700	358,500	445,300		
88	300,100	358,900	445,800		
89	300,400	359,300	446,200		
90	300,800	359,700	446,600		
91	301,200	360,200	447,100		
92	301,500	360,600	447,500		
93	301,900	361,000	448,000		
94	302,200	361,400	448,400		

95	302,600	361,800	448,800		
96	303,000	362,000	449,300		
97	303,300		449,700		
98	303,700		450,200		
99	304,000		450,600		
100	304,400		451,000		
101	304,800		451,500		
102	305,100		451,900		
103	305,500		452,400		
104	305,800		452,800		
105	306,200		453,200		
106	306,600		453,700		
107	306,900		454,100		
108	307,300		454,500		
109	307,600		455,000		
110	308,000		455,400		
111	308,400		455,900		
112	308,700		456,300		
113	309,100		456,700		
114	309,400		457,200		
115	309,800		457,600		
116	310,100		458,100		
117	310,500		458,500		
118	310,900		458,900		
119	311,200		459,400		
120	311,600		459,800		
121	312,000		460,300		
122	312,300		460,700		
123	312,700		461,100		
124	313,000		461,600		
125	313,100		462,000		
126			462,400		
127			462,900		
128			463,300		
129			463,800		
130			464,200		
131			464,600		

二 福祉・事務系給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	162,800	270,400	328,400	425,900	592,800
2	164,500	272,200	330,300	429,500	
3	166,200	274,000	332,300	433,000	
4	167,900	275,800	334,200	436,400	
5	169,600	277,600	336,100	440,000	
6	171,400	279,400	338,100	443,500	
7	173,100	281,200	340,000	446,900	
8	174,800	283,000	341,900	450,200	
9	176,500	284,800	343,900	453,400	
10	178,200	286,600	345,800	456,500	
11	179,900	288,400	347,800	459,400	
12	181,600	290,200	349,700	462,400	
13	183,300	292,000	351,600	465,400	
14	185,000	293,800	353,600	468,200	
15	186,700	295,600	355,500	471,100	
16	188,500	297,400	357,400	474,000	
17	190,200	299,200	359,400	477,000	
18	191,900	301,000	361,300	479,900	
19	193,600	302,800	363,200	482,600	
20	195,300	304,600	365,200	485,400	
21	197,000	306,400	367,100	488,300	
22	198,700	308,200	369,000	491,200	
23	200,400	310,000	371,000	493,900	
24	202,100	311,100	372,900	496,600	
25	203,800	312,000	374,800	499,100	
26	205,600	312,900	376,800	501,500	
27	208,000	313,800	378,700	504,000	
28	209,000	314,700	380,600	506,400	
29	210,700	315,600	382,600	508,700	
30	212,400	316,500	384,500	511,000	
31	214,100	317,400	386,500	513,100	
32	215,800	318,300	388,400	515,300	

33	217,500	319,200	390,300	517,400	
34	219,200	320,100	392,300	519,200	
35	220,900	321,000	394,200	520,600	
36	222,700	321,900	396,100	521,600	
37	224,400	322,800	398,100	522,700	
38	226,100	323,700	400,000	523,700	
39	227,800	324,600	401,900	524,500	
40	229,500	325,500	403,900	525,400	
41	231,200	326,400	405,800	526,200	
42	232,900	327,300	406,800	527,000	
43	234,600	328,200	407,700	527,900	
44	236,300	329,100	408,700	528,700	
45	238,000	330,000	409,700	529,600	
46	239,800	330,700	410,600	530,400	
47	241,500	331,100	411,600	531,200	
48	243,200	331,600	412,600	532,000	
49	244,900	332,000	413,500	532,700	
50	246,600	332,500	414,500	533,500	
51	248,300	332,900	415,500	534,200	
52	250,000	333,400	416,400	535,000	
53	251,700	333,800	417,400	535,700	
54	253,400	334,300	418,400	536,400	
55	254,800	334,700	419,300	537,100	
56	255,600	335,200	420,300	537,800	
57	256,500	335,600	421,300	538,600	
58	257,300	336,100	422,200	539,300	
59	258,200	336,500	423,200	540,000	
60	259,000	337,000	424,200	540,600	
61	259,900	337,400	425,200	541,200	
62	260,800	337,900	426,100	541,900	
63	261,600	338,300	427,100	542,500	
64	262,500	338,800	428,100	543,100	
65	263,300	339,200	429,000	543,700	
66	264,200	339,700	430,000	544,300	
67	265,000	340,100	431,000	544,900	
68	265,900	340,600	431,900	545,500	
69	266,700	341,000	432,900	546,000	

70	267,600	341,500	433,900		
71	268,500	341,900	434,800		
72	269,300	342,400	435,800		
73	270,200	342,800	436,800		
74	271,000	343,300	437,700		
75	271,900	343,700	438,700		
76	272,700	344,200	439,700		
77	273,600	344,600	440,600		
78	274,400	345,100	441,600		
79	275,300	345,500	442,600		
80	276,100	346,000	443,830		
81	277,000	346,400	444,500		
82	277,900	346,900	445,000		
83	278,700	347,300	445,500		
84	279,600	347,800	446,000		
85	280,400	348,200	446,400		
86	281,100	348,700	446,900		
87	281,600	349,100	447,400		
88	282,000	349,600	447,900		
89	282,400	350,000	448,400		
90	282,800	350,500	448,900		
91	283,300	350,900	449,300		
92	283,700	351,400	449,800		
93	284,100	351,800	450,300		
94	284,600	352,300	450,800		
95	285,000	352,700	451,300		
96	285,400	352,900	451,800		
97	285,800		452,200		
98	286,300		452,700		
99	286,700		453,200		
100	287,100		453,700		
101	287,600		454,200		
102	288,000		454,700		
103	288,400		455,100		
104	288,800		455,600		
105	289,300		456,100		
106	289,700		456,600		

107	290,100		457,100		
108	290,500		457,600		
109	291,000		458,000		
110	291,400		458,500		
111	291,800		459,000		
112	292,300		459,500		
113	292,700		460,000		
114	293,100		460,500		
115	293,500		460,900		
116	294,000		461,400		
117	294,400		461,900		
118	294,800		462,400		
119	295,200		462,900		
120	295,700		463,400		
121	296,100		463,900		
122	296,500		464,300		
123	297,000		464,800		
124	297,400		465,300		
125	297,800		465,800		
126	298,200		466,300		
127	298,700		466,800		
128	299,100		467,200		
129	299,500		467,700		
130	299,900		468,200		
131	300,400		468,700		
132	300,800				
133	301,200				
134	301,700				
135	302,100				
136	302,400				

別表第2（第11条関係）

年俸額表

職務の級	上限額	基準額	下限額
7級	20,900,000円	19,000,000円	17,100,000円
6級	19,250,000円	17,500,000円	15,750,000円

別表第3（第39条関係）

人材確保手当額表

職務の級	3級	4級	5級
医歴	月額	月額	月額
1	165,800	250,000	170,000
2	165,800	250,000	170,000
3	165,800	250,000	170,000
4	165,300	250,000	170,000
5	164,700	250,000	170,000
6	164,200	250,000	170,000
7	163,700	250,000	170,000
8	163,200	250,000	170,000
9	162,800	250,000	170,000
10	162,400	250,000	170,000
11	162,000	250,000	170,000
12	161,100	250,000	170,000
13	158,300	250,000	170,000
14	155,600	250,000	170,000
15	153,500	250,000	170,000
16	151,900	250,000	170,000
17	150,300	250,000	170,000
18	148,700	250,000	170,000
19	147,100	250,000	170,000
20	145,500	250,000	170,000
21	144,400	250,000	170,000
22	143,800	250,000	170,000
23	143,200	250,000	170,000
24	142,700	250,000	170,000
25	142,100	250,000	170,000
26	141,500	250,000	170,000
27	141,500	250,000	170,000
28	141,500	250,000	170,000
29	141,500	250,000	170,000
30	141,500	250,000	170,000
31	141,500	250,000	170,000
32	141,500	250,000	170,000
33	141,500	250,000	170,000

34	141,500	250,000	170,000
35	141,500	250,000	170,000
36	141,500	250,000	170,000
37	141,500	250,000	170,000
38	141,500	250,000	170,000
39	141,500	250,000	170,000
40	141,500	250,000	170,000